

	主要項目	説明など
<p>◆厚労省通達が頻繁に出されているため、実際の認定申請の際には、ケアマネージャー等専門家の確認が必要</p>		
<p>① 市区町村へ申請</p>	<p>1. まずは必要な資料等の用意：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険要介護認定・要支援認定各申請書</li> </ul> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="color: blue; text-align: center;">返信時に申請用紙一式と記入例 をご送付頂きたいをお願いします。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証</li> <li>・かかりつけ医（主治医）の意見書作成依頼に必要な内容</li> </ul> <p>2. 申請書に必要な事項を記入： 記入項目（例）は下記の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請年月日</li> <li>・申請者情報：住所、氏名、電話番号</li> <li>・被保険者情報： 被保険者番号、個人番号、氏名、年齢、生年月日、住所、申請理由、その他</li> <li>・入院の有無（「有」の場合：病院名と入院期間）</li> <li>・調査に際しての連絡先</li> <li>・受診日</li> <li>・提出代行者：名称、住所、電話番号等、（居宅介護支援事業者等）</li> <li>・かかりつけ医（主治医）の名前、病院の名前・住所・電話番号</li> <li>・その他詳しいことは、記入用紙参照。</li> </ul> <p style="color: red;">注：住所地特例の場合、申請時支援者として（身近の）転居先の事業者を利用可能。</p> <p>3. 申請書の提出：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出先</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出するもの</li> </ul>	<p style="color: red;">＜参考＞申請～結果通知までの流れ図参照</p> <p>申請書用紙の入手：（市区町村単位に用意） 住所地の市区町村窓口で直接貰う。</p> <p style="color: red;">※ 見本添付（申請書用紙、記入例） または、市区町村のHPからダウンロード。 但し、住所地特例に該当する場合、元の市町村から入手する。</p> <p>65歳以上は「介護保険被保険者証」 40歳以上65歳未満は「医療保険の被保険者証」（2号被保険者の場合）</p> <p>かかりつけ医（主治医）の名前、病院の住所など、「主治医の意見書」を作成依頼するための必要事項を申請書に記入。</p> <p>住所地の市区町村の介護保険窓口へ郵送 または地域包括支援センター・窓口 但し、住所地特例に該当する場合、元の市町村の該当部署等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険要介護認定申請書</li> <li>・または、要支援認定申請書</li> <li>・介護保険被保険者証</li> </ul> <p>或は、医療保険の被保険者証</p> <p>なお、実際に申請する際には保険者により提出書類等が異なるケースもあり、専門家等に問合せる必要がある。</p>

新規要介護申請から認定までの流れと手続き（案）Ⅱ

	主要項目	説明など
<p>② 要介護認定の訪問調査</p>	<p>申請書類による受付完了後、次は調査員による訪問調査が行われる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第一回目の調査は元の市区町村から依頼された転居先の市区町村の職員が調査し、 第二回目以降は元の市区町村が転居先のケアマネージャーなど探して調査・対応するケースもある。</p> </div>	<p>調査は、法令で定められた全国一律の項目・方法で行われる。内容は、概況調査・基本調査・特記事項で構成される。</p> <p>このうち基本調査は一次判定に直接影響するもので、聞き取りにより暮らしぶりや現況について多項目にも及ぶ確認と、どの程度の介護が必要かを判断される。</p> <p>調査員は市区町村の担当職員、あるいは委託を受けたケアマネージャーが担当する。</p> <p><b>但し、住所地特例に該当する場合、元の市区町村が転居先の市区町村に嘱託するか、同ケアマネージャーに嘱託する。以下、同様。</b></p>
	<p>訪問し調査する日程</p>	<p>要介護認定の申請書を提出後、市区町村、或いは市区町村から委託を受けた調査員から訪問調査の日時に関する連絡がある。</p> <p>その際、希望の日時と場所を伝えておく。 ※ 地域によっては申請書に希望日時を書く欄も用意されている。</p>
	<p>調査内容（一次判定）</p>	<p>介護対象者へ： 身体機能、認知機能などに関する聞き取りを行う。 家族には：普段の様子などの確認が必要。</p>
	<p>依頼者側が調査前に準備することは？</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 普段の様子をメモ</li> <li>2. 体調管理に留意</li> </ol>	<p>調査時、普段は出来ていないことが出来たり、出来ないことを「出来る」と言うことがよくある。 このため、普段の様子をまとめておく。</p> <p>正しく判定をしてもらうためにも、本人の体調が良いときに行うことが大切。</p> <p>体調不良とか、あまりにも普段と様子が違う際には調査日延期のケースもある。</p>

新規要介護申請から認定までの流れと手続き（案）Ⅲ

	主要項目	説明など
	<p>留意点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査には家族も同席</li> <li>・認定結果が通知されるまでサービスは使えないのか</li> </ul>	<p>正確な要介護度の認定のために、必ず家族が同席し、若し普段と異なることを言う場合には普段の様子を伝える。</p> <p>地域包括支援センターのケアマネージャー等に「暫定ケアプラン」を作成して貰う。要介護認定が通知される前でも「暫定ケアプラン」にそって1割或いは2割の自己負担で介護サービスを受けることが可能。</p> <p>※ ただし、サービス利用後に出た判定結果が「非該当（自立）」であった場合、利用した分のサービス費が全額自己負担になるため、ケアマネージャーとよく相談・確認してから利用する。</p>
	<p>訪問調査に加えて、かかりつけ医（主治医）への意見書作成が依頼される。</p>	<p>ここで確認されるのは、申請者本人の心身の状態。</p>
③ 審査	<p>介護認定審査会の開催：</p> <p>審査会は医療・福祉・保健に関する有識者によって構成される。</p>	<p>ここで要介護状態の判定及び介護の要不要の判定が行われる。</p> <p>訪問調査による調査項目をコンピュータ処理した一次判定結果、主治医意見書、訪問調査の特記事項をもとに、介護認定審査会で介護の必要性を審査・判定（二次判定）。</p>
④ 認定	<p>介護認定審査会の結果、右記のいずれかの区分により通知される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非該当（自立）</li> <li>・要支援（1～2）</li> <li>・要介護（1～5）</li> </ul>
	<p>この通知結果により、受けられる介護サービスが決まる。</p> <p>市区町村への申請から結果の通知を受けるまでの期間は、概ね約30日掛かる。</p> <p>要介護認定を受けたら、希望したケアマネージャーに、その区分に応じてケアプランを作成してもらい、実際の介護サービス利用がスタートする。受けたいサービス事業者の選定など支援して貰える。</p>	<p>もしこの結果に不満の場合、処分の事実把握後、翌日以降60日以内（※）に都道府県の「介護保険審査会」へ不服申し立ても可能。（※ 2016年4月以降は3ヶ月以内）</p> <p>通知期間は、申請先の市区町村により異なる為、不安な場合にはあらかじめ問合せておく。</p> <p>注：住所地特例の場合、（身近の）転居先のケアマネージャーを採用可能。</p> <p>所定の書式に採用したい介護支援専門員（ケアマネージャー）名称を記入する。</p>

<注記>①転居先の介護予防ケアマネジメント（総合事業）の利用の可否はどうか？

②介護保険法など引き続き法改正など変更が想定される。更新後諸規則など都度ご連絡願えるのか？